

台風第19号等による被害情報(第45報)

※これは速報値であり、数値等は今後も変わることがある。

※下線部は、前回からの変更箇所。

※10月25日から26日までの大雨を含める。

1. 気象の概要(気象庁情報)

- 令和元年台風第19号による記録的な大雨により、10月12日15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県の7都県に、12日19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県の5県、13日0時40分に岩手県に特別警報を発表した。

2. 文部科学省関係の被害情報

(1) 人的被害(児童生徒等) ※学校管理下

- 各都道府県教育委員会等において、人的被害情報を収集中。

(2) 人的被害(教職員等)(11月18日9時00分までの報告件数) ※学校管理下

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育・文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計			
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明
千葉県					1																				1			
静岡県					1																				1			
計					2																				2			
2県					小高	1																						

・静岡県で高校の事務職員が、教室の排水作業中に転倒し負傷。

・千葉県で小学校の事務職員が、退勤時に学校敷地内で転倒し負傷。

(3) 物的被害情報(11月18日9時00分までの報告件数)

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育・文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計						
北海道		1					1						
青森県				4			4						
岩手県	3	149	5	42	21	1	221						
宮城県	4	188	42	144	21	1	400						
秋田県					2		2						
山形県			1	4			5						
福島県	2	50	18	76	14	2	162						
茨城県	4	78	23	70	8	6	189						
栃木県	1	30	19	33	40		123						
群馬県		10	9	17	14	1	51						
埼玉県	4	134	30	208	12	1	389						
千葉県	3	582	22	153	14	1	775						
東京都	3	83	47	120	7	2	262						
神奈川県	3	214	84	160	32	1	494						
新潟県	1	7	12	48	6		74						
富山県	2				3		5						
石川県	1				3		7						
福井県					1		1						
山梨県		40	2	11	3		56						
長野県	4	61	12	149	24	1	251						
岐阜県			1		3		4						
静岡県	4	60	13	84	10	1	172						
三重県	1		1	2	3		7						
滋賀県	1	33			6		46						
京都府		1	2	4	5		12						
大阪府			4	4	1		9						
兵庫県				6			6						
奈良県		1					1						
和歌山	1		3				4						
鳥取県		2		9	2		13						
岡山県		5			2		7						
広島県		1	1				2						
山口県			1			1	2						
徳島県	1						1						
福岡県			2				2						
大分県					1		1						
計	43	1730	354	1357	258	19	3761						
36都道府県	大学 高専 共同	33 7 3	幼小 中 義務 高 中等 特別 大学 短大 ほか	47 763 440 4 400 2 58 3 1 12	幼小 中 中 高 中等 特別 大学 短大 高専 専各 ほか	83 6 24 95 1 1 90 6 1 2	社教 青少 社体 文化 ほか	510 30 628 139 50	国宝(建) 重文(建) 登録(建) 重文(美) 特史 史跡 特名 名勝 特天 天然 景観 登録(記) 伝建 ほか	2 46 83 1 6 74 1 16 3 16 1 3 5 1	独法 ほか	11 8	

主な被害状況:校舎・体育館・グラウンドへの浸水、雨漏り、倒木、ガラス破損、フェンス破損、屋根破損 等

(4)休校・短縮授業となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
	休校	短縮	休校	短縮	休校	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休校等	短縮
宮城県							3						3	
栃木県				1			2						2	1
千葉県							2						2	
神奈川県							2						2	
長野県							9						9	
計				1			18						18	1
5県			高	1			社教 社体 文化 ほか	7 4 5 2						

※11月15日15時00分までに各都道府県等から報告されている件数。

(5)避難所となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計		
宮城県				2				1						3	
福島県				6				18						24	
茨城県						1								1	
栃木県				1										1	
長野県				3				3						6	
計				12		1		22						35	
5県			小中	10 2		大学	1	社教 社体 文化	14 7 1						

※11月15日15時00分までに各都道府県等から報告されている件数。

3. 文部科学省等の対応

＜文部科学省＞

【省内の体制整備等】

- ・文部科学省災害情報連絡室(室長:参事官(施設防災担当))を設置。(令和元年10月8日13時00分)
- ・令和元年台風第19号に係る関係省庁災害警戒会議に文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付災害対策企画官が出席。(令和元年10月8日、11日)
- ・文部科学省非常災害対策本部(本部長:事務次官)を設置。(令和元年10月13日(日)14時30分)
- ・令和元年(2019年)台風第19号非常災害対策本部会議(本部長:防災担当大臣)に大臣官房長が出席。(令和元年10月13日、14日、15日、17日、18日、19日)
- ・令和元年(2019年)台風第19号非常災害対策本部会議(本部長:防災担当大臣)に文教施設企画・防災部長が出席。(令和元年10月16日、23日、25日、26日、30日、11月1日、5日)
- ・令和元年(2019年)台風第19号非常災害対策本部会議(本部長:防災担当大臣)にサイバーセキュリティ・政策立案総括審議官が出席。(令和元年10月20日)
- ・令和元年(2019年)台風第19号非常災害対策本部会議(本部長:防災担当大臣)に文教施設企画・防災部技術参事官が出席。(令和元年10月28日)
- ・令和元年(2019年)台風第19号非常災害対策本部会議(本部長:防災担当大臣)に青山大臣政務官が出席。(令和元年11月7日)
- ・文部科学省非常災害対策本部会議(本部長:事務次官)を開催。(令和元年10月14日)
- ・文部科学省非常災害対策本部対策班会議を開催。(令和元年10月14日～)
- ・文化財等災害対策委員会(委員長:文化庁審議官)を開催。(令和元年10月21日～)

【事前の対策】

- ・関東甲信、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄地方の各都府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和元年10月7日)
- ・全国の各都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和元年10月8日)
- ・台風第19号に備えて事前に準備が必要な対策や、被害が発生した場合の二次被害を防止するための措置などについて、各都道府県教育委員会に事務連絡を発出。(令和元年10月9日)
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため、事前着工の着手等について、各都道府県教育委員会宛に事務連絡を発出。(令和元年10月9日)
- ・自家発電施設の燃料や備蓄物資等について、事前に確認し、必要に応じて確保するよう、大学病院、QST病院に対して要請。(令和元年10月10日)

【職員の派遣等】

- ・文教施設の被害情報を収集するため、構造耐力の専門家及び文部科学省職員1名を福島県に派遣。(令和元年10月14日)
- ・令和元年台風第19号に係る政府調査団派遣(福島県)に文部科学省職員が同行。(令和元年10月14日)
- ・文教施設の被害情報を収集するため、文部科学省職員を派遣。(埼玉県:2名、令和元年10月14日)(栃木県:2名、10月16日)(福島県:1名、10月20日)
- ・被災地域の被害状況や課題等の情報を収集するため、文部科学省職員を派遣。(長野県:3名、10月15日)(長野県:4名、10月29日)(福島県:6名、10月30日)(栃木県:4名、10月31日)
- ・被災地域の被害状況や課題等の情報を収集し、必要な支援の検討に資するため、文部科学省職員を派遣。(長野県:1名、令和元年10月17日～11月6日)(茨城県:1名、10月21日～10月25日)
- ・原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)の福島事務所および支所にて、地域の小中学校等の被害状況等について情報収集を行った。(令和元年10月18日～10月28日)
なお今後も必要に応じて、適宜情報収集に協力していくものとする。
- ・佐々木大臣政務官が長野県を訪問し、被害を受けた学校を視察。(令和元年10月29日)
- ・上野副大臣が栃木県を訪問し、被害を受けたこども園を視察。(令和元年10月31日)

【児童生徒等の安全確保、災害復旧等】

- ・気象庁からの特別警報にあわせ、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県の各都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和元年10月12日)
- ・気象庁からの特別警報にあわせ、岩手県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和元年10月13日)
- ・文化財の災害復旧に係る補助金の交付決定前着工手続等に関する事務の取扱いについて各都道府県文化財保護行政主管課宛てに事務連絡を発出。(令和元年10月16日)
- ・早期かつ確実に施工可能な者を選定することが求められる災害復旧事業における入札及び契約の取り扱いについて、各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を発出。(令和元年10月17日)
- ・公立学校施設の災害復旧に係る事務手続きに関して、被災地に赴き現地相談会を開催。(宮城県：令和元年10月18日)(千葉県：10月21日)(神奈川県：10月23日)(東京都：10月28日)(長野県：10月29日)(福島県：10月30日)(静岡県：11月1日)(栃木県：11月5日)(山梨県：11月6日)(茨城県：11月7日)(埼玉県：11月8日)(群馬県：11月13日)
- ・災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図るために、令和元年台風第19号に係る災害復旧事業工事等の取扱いについて、各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を発出。(令和元年10月31日)

【被災した児童生徒等への支援・配慮等】

- ・①被災した児童生徒等の学校への受入れ、②被災した児童生徒等への教科書の無償給与等、③児童生徒の入学校料等や就学援助、就学支援金、奨学金等の弹力的な取扱・措置、④修了認定や補充のための授業等への配慮、⑤心のケアの実施、スクールカウンセラーの派遣等、⑥学校給食実施体制の構築等、⑦学校再開に向けた学校等の安全や適切な衛生状態の確保等、⑧学校における避難所運営の協力に関する留意、⑨高校生の就職支援について取組を促す通知を、各都道府県教育委員会等宛てに発出。(令和元年10月14日)
- ・①修学困難な学生に対する経済的支援(奨学金の申込み受付、返還不要の支援金給付、高等教育の修学支援新制度、(独)日本学生支援機構奨学金返還者のフォロー)、②外国人留学生に対する配慮、③学生に対する単位の認定、就職活動等への配慮、④受験生に対する配慮について、各公私立大学・高等専門学校、各公私立短期大学宛に通知を発出。(令和元年10月15日)
- ・①修学困難な生徒に対する経済的支援(奨学金の申込み受付、返還不要の支援金給付、高等教育の修学支援新制度)、②外国人留学生に対する配慮、③転学等における配慮、④補充のための授業等、⑤就職活動等における配慮、⑥学校を再開する際の留意点について、各都道府県・都道府県教育委員会等宛てに通知を発出し、各専修学校及び各種学校に周知を依頼。(令和元年10月16日)
- ・被災地域の児童生徒等の私立学校における就学機会の確保のため、①被災した児童生徒等の私立学校への受入れ、②私立学校における授業料(保育料)等の取扱いについて、各都道府県等宛てに事務連絡を発出。(令和元年10月16日)

[教科書の取扱い関連]

- ・教科書(小学校外国語教育における教材も含む)に関する事務の取扱いについて各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を発出。(令和元年10月15日)

[就学援助・就学支援関連]

- ・特別支援教育就学奨励費に係る事務の取扱いについて、令和元年台風第19号により被災した幼児児童生徒への配慮を行うよう各都道府県等宛てに事務連絡を発出。(令和元年10月15日)
- ・被災児童生徒等への修学支援に係る事務の取扱いについて各都道府県教育委員会等の担当部局宛てに事務連絡を発出。(令和元年10月15日)

[その他]

- ・公立学校共済組合に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を連絡。(令和元年10月14日)
- ・全国の各都道府県、指定都市、中核市の子育て支援担当部局に対し、子ども・子育て支援新制度における利用者負担額や利用定員の弾力化に対する配慮について、内閣府及び厚生労働省と連名で事務連絡を発出。(令和元年10月15日)
- ・断水している学校への給水車の派遣について、関係機関に対して協力を要請。(令和元年10月15日～)
- ・停電している学校への電源車等の派遣について、経済産業省へ協力を要請。(令和元年10月15日～)
- ・ボランティア活動を希望する学生・生徒に対して、①修学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を、各公私立大学等宛に発出。(令和元年10月16日)
- ・公立学校共済組合に対し、宿泊施設における被災者の受け入れについて、初等中等教育局財務課長名で依頼通知を発出。(令和元年10月16日)

- ・社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設等の運営等に係る取扱いについて各都道府県介護福祉士養成施設等主管部局宛に事務連絡を発出。(令和元年10月17日)
- ・公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等の学生の修業等に係る取扱いについて関係国公私立大学長宛に事務連絡を発出。(令和元年10月18日)
- ・受変電設備が浸水した学校施設について、復旧に向けた検討の留意事項を関係都県教育委員会等へ示すとともに、経済産業省へ協力を要請。(令和元年10月18日～)
- ・14都県(岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡)に所在する新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し相談支援を行うことについて、各都道府県教育委員会等宛てに事務連絡を発出。(令和元年10月21日)
- ・(独)日本芸術文化振興会が行う助成事業において、激甚災害に指定される対象地域及び災害救助法が適用された地域に所在する団体の助成金要望書提出締切日を延長することとし、メール・HPにより周知。(令和元年10月21日)
- ・令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し、適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴い
 - －文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて、各都道府県教育委員育長等宛に通知を発出。(令和元年10月24日)
 - －宗教法人事務の取扱いについて、各都道府県宗教法人事務担当課長宛に通知を発出。(令和元年10月25日)
 - －私立学校法における期限の定めのある義務の免責について、文部科学大臣所轄学校法人及び都道府県私立学校主管部課宛に通知を発出(令和元年10月28日)
- ・川崎市市民ミュージアムの被災美術品等の救援に係る技術的支援について、国立文化財機構へ協力を要請。(令和元年10月24日)
- ・医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて各都道府県教育委員会や国公私立大学等宛に事務連絡を発出。(令和元年10月25日)
- ・台風第19号による災害が激甚災害(本激)に指定(閣議決定)され、公立学校施設、私立学校施設、社会教育施設の災害復旧事業について特別の措置が講じられることとなった。(令和元年10月29日)
- ・学校の書類が毀損した場合の泥などの汚れの除去やカビの防止・除去などの際に参考となるマニュアル等について関係都県・指定都市教育委員会等に事務連絡を発出。(令和元年11月1日)
- ・「台風第19号等被災者生活支援チーム」(構成員:各省次官級)において、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」が取りまとめられた(被災した子供の心のケア、通学支援、授業料減免等の修学・学習等の支援や、学校・社会教育施設、文化財等の災害復旧事業の迅速化など)。(令和元年11月7日)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・防災科学技術研究所内に災害対策本部を設置。(令和元年10月15日～11月12日)
- ・令和元(2019)年台風19号に関するクライシスレスポンスサイトを開設。(令和元年10月13日)
- ・自治体の災害対策本部等への業務支援のため現地に職員を派遣。
 - ・長野県(県庁など)
これまで68人日派遣(令和元年10月13日～11月8日)
 - ・茨城県(県庁など)
これまで3人日派遣(令和元年10月14日～10月16日)
 - ・福島県(県庁など)
これまで49人日派遣(令和元年10月15日～11月6日)
 - ・宮城県(県庁など)
これまで21人日派遣(令和元年10月15日～10月24日、11月1日)

<国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構>

- ・JAXAは、国土交通省等の要請を受け、台風被害の把握のため、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)による東北・関東地方及びその周辺地域の緊急観測を計8回実施。(令和元年10月13日0時00分頃～同月22日12時00分頃)
- ・大学等研究者により、東日本の河川から海への大量土砂流出の把握に気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)の観測データが活用された。
- ・宮城県角田市との連携協定に基づき、角田市からの要請を受け、JAXA角田宇宙センターの職員のべ12人規模で被災ごみ収集業務への人的支援を実施。(令和元年10月19日～10月21日)
- ・JAXAは、国土交通省の要請を受け、大雨による土砂移動状況の把握のため、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)による千葉県の緊急観測を計2回実施。(令和元年10月25日24時00分頃、同月26日12時00分頃)

<日本学生支援機構>

- ・被災した学生からの緊急採用奨学金・JASSO支援金の申請及び、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受付。(令和元年10月15日～)

4. 今後の対応

- ・引き続き、教育委員会等と連携を密にし、被害状況の収集や課題の把握に努め、被災地の状況に応じた支援を進める。

<担当> 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付
参事官補佐 水澤 啓太 (内線3688)
防災調整係長 松田 耕 (内線2290)
企画係長 五十嵐 俊祐(内線2319)
電話:(代表)03-5253-4111 (直通)03-6734-2290